平成２２年（フ）第１６４号
岡山市北区西古松491番地
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９５号
埼玉県飯能市稲荷町16番３号　パナハイツ武田Ｂ―101
債務者　三宅壽美子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１８号
岩手県紫波郡紫波町犬吠森字堺111―７、住民票上の住所埼玉県所沢市西所沢１丁目10番13―701号　レーベンハイム西所沢ステーションフロント
債務者　白石　美香（旧姓寺川）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１９号
埼玉県所沢市西所沢１丁目10番13―701号　レーベンハイム西所沢ステーションフロント
債務者　戸次登志子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７号
秋田県大仙市戸地谷字天ヶ沢112番地９
債務者　米澤　隆治
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２２６号
栃木県宇都宮市山本３丁目13番５号
債務者　堀江　　満
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３１号
栃木県宇都宮市石井町3413番地86　グリーンハイツＣ―101、前住所栃木県宇都宮市下岡本町4537番地１　エテルノグランデ壱番館102
債務者　廣澤かおり
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３５号
栃木県宇都宮市吉野１丁目６番３号　吉野ロイヤルパレス303、前住所栃木県宇都宮市陽南４丁目６番34号　宇都宮病院年金寮202
債務者　岩佐　浩子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４２号
栃木県宇都宮市陽東２丁目13番７号　コーポ寿101、前住所栃木県宇都宮市陽東２丁目13番７号　コーポ寿202号
債務者　坂本昌一郎
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０９号
岡山市南区浜野３丁目13番51号　サンライフ石井102号
債務者　伊達　明子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５号
愛知県みよし市福谷町大沢９番地118
債務者　倉澤恵津子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
栃木県日光市小倉820番地
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４号
広島県福山市東川口町４丁目７番38号、旧住所広島県福山市川口町３丁目２番３号
債務者　佐藤　敦宏
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２７０号
東京都小平市仲町17番地の３青木スカイコーポ302号
債務者　若山　寿登
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７１号
東京都小平市仲町17番地の３青木スカイコーポ302号
債務者　若山恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部